

広川町農業委員会

第22回総会議事録

令和4年5月13日

広川町農業委員会第22回総会議事録

令和4年5月13日広川町農業委員会第22回総会が福岡八女農協広川地区センター2階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項2 農地法第18条6項の規定による通知
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
欠	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	欠	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
欠	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	欠	弓削 和幸
2	重野 秀夫	9	船越 誠治
3	鹿田 勝師	10	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
5	丸山 和幸	12	中島 和彦
6.	馬場 啓介	13	牛島 信二
7	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

事務局長 井上 新五 会長欠席のため会長代理が議長を務めることを報告し開会のあいさつをおこなう。

事務局 出席委員及び欠席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項2件、議案第1号2件、議案第2号3件、議案第3号3件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 中村和浩 委員、9番 山崎義史 委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知 順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字 日吉 3筆 、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：農地転用のため解約する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 意見もないようですので次に移ります。報告事項2 農地法第18条6項の規定による通知関連しておりますので順位1から順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字 一條 2筆 、借受人：■■■■、貸付人：公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、理由：耕作者の都合のため解約する旨説明。順位2 大字一條 1筆 借受人：公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合のため解約する旨説明。順位3 大字一條 1筆 借受人：公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、貸付人：持分1/2■■■■、持分1/2■■■■ 理由：耕作者の都合のため解約する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1から順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 意見もないようですので次に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 日吉 1筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5番 丸山和幸 推進委員 譲渡人の■■■■さんが農地としての管理が困難ということで隣接した農地を耕作されている■■■■さんに譲渡したいということですのでよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求

めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2については譲受人の■■ ■■さんに総会への出席をお願いしておりますが、その前に事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字広川 1筆 譲受人：■■ ■■、譲渡人：■■ ■■ 契約の種類：売買

申請人 ■■ ■■ 着席

事務局 申請人の■■ ■■さんについては、今後の営農計画等についてご説明をお願いします。

申請人 現在、久留米市に住んでおりますが、以前から申請地の近くに農地を持っており耕作面積を拡大したいと思い今回申請させていただきました。

事務局 営農計画についてもご説明をお願いします。

申請人 イノシシの被害により収穫が減少しておりますが農作物は菊芋、トウモロコシ等を栽培しており申請している農地にも今作っている作物を作付けしていきたいと思っています。

事務局 農業労働力や農産物の出荷計画についてもご説明をお願いします。

申請人 農業機械は持っておりますので、耕作は私が一人でやろうと思っております。また収穫した農産物については、今久留米市内の量販店等に出荷しておりますので引き続き出荷していきたいと思っています。

議長 ■■ ■■さんに質問意見等がありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 委員 ■■ ■■さんが町内に所有しているといわれた農地は申請地の東側の農地ですか。

申請人 はい、そうです。

3 番 山村佳代子委員 今、所有されている農地はイノシシ被害により収穫できないということですか。

申請人 全く収穫ができないわけではありません。

3 番 山村佳代子委員 今回申請される場所も、イノシシ被害があると思いますが。

申請人 今回申請している農地はかなり荒廃しておりますので、取得後はきれいに管理してイノシシ被害対策をしていきたいと思っています。

議長 他に、申請人の■■ ■■さんに質問意見等はありませんか。

委員質問意見なし

議長 意見もないようですので申請人の■■ ■■さんについては退席いただきます。

譲受人 ■■■■■ 退席

議 長 順位 2 について、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10 番 野田隆文 推進委員 順位 2 について補足説明いたします。申請地周辺は先程も■■■■■さんから説明がありましたように農地が荒廃しイノシシの被害が発生しておりますが■■■■■さんが意欲を持たれて利用権設定により借り入れる農地を含め耕作したいということですのでよろしく願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 農地を荒らさずに管理したらイノシシ被害は無くなるんですか。

議 長 イノシシ被害防止策としては、電気柵等がありますが農地を管理されることにより耕作放棄地が減少すれば少しは被害が防止されると思います。

10 番 稲員雅史 委員 一人で耕作されるということですが譲受人の■■■■■さんは高齢のように見受けられましたが耕作出来るのでしょうか。

事務局 申請書には、■■■■■さんと奥さんと息子さんの三人で耕作されるように計画されています。

議 長 他に、質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について審議いたします。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字 日吉 3 筆、譲受人：■■■■■ 譲渡人：■■■■■ 契約の種類：売買 申請理由：資材置場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山和幸 推進委員 申請人の■■■■■は道路等のアスファルト舗装の切断する業務をされており資材置場用地として転用申請されるものですのでよろしく願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議 長 質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願いします

す。

事務局 説明 順位2 大字 太田 1筆、譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 契約の種類：使用貸借権設定 申請理由：住宅用地

議長 担当推進委員さんが本日欠席しておられますので事務局の説明のみで質問意見等を受けたいと思います。

11 番 野田光浩委員 申請地と南側の道路はかなり段差があるようですが道路並みに盛土されるんですか。

事務局 申請地への進入は、南側の道路から進入されると思いますので進入しやすいように盛土はある程度はされると思います。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 盛土されるなら、盛土申請が必要ないんでしょうか。

事務局 転用申請されていますので、新たに盛土申請は必要ありません。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 申請地周辺に自動車が常時駐車されていますが、そこは農地ではないんでしょうか。

事務局 現地調査をした時に図面で確認しましたが、宅地に駐車されているように確認しておりますが、土地所有者に確認し農地を駐車場として利用されておられれば指導したいと思います。

議長 他に、質問意見等がないようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位3 大字 一條 1筆、譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 契約の種類：売買 申請理由：駐車場及び資材置場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

12 番 中島和彦 推進委員 申請地は道幅が狭いですが、関係者の同意も取れており申請人の金本さんが駐車場と資材置場用地を早急に確保したいということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩委員 資材はどのような資材を置かれる計画でしょうか。

事務局 木材等の建築資材や重機を置かれる計画になっております。

11 番 野田光浩委員 入口が狭いということですが道路の両端に家は建っているんですか。

事務局 申請地に行く途中まで家が建っています。

11 番 野田光浩委員 道幅はどれくらいあるんでしょうか。

事務局 住宅が建っているところまでは広いんですが、その先が舗装もされておらず狭くなっていますが2t車までは通れると思います。

11 番 野田光浩委員 申請地の先はどうなっているんでしょうか。

事務局 農地になっています。

3 番 鹿田勝師 推進委員 私の集落内で当初少量の資材を置きたいということで資材置場用地として転用許可を受けておられましたがその後、狭い道路を10t車で資材を搬入するようになり道路が損傷する等、近所が非常に迷惑しておりますので慎重に審議していただいたほうが良いと思います。

議 長 ■■■■■さんの職業は何をされているんでしょうか。

事務局 建築資材を置かれるということですので建築業だと思います。

5 番 丸山敬二郎 委員 広い所と狭い所の道幅はどれくらいあるんですか。

12 番 中島和彦推進 委員 広い所で約2m狭い所で約1.8m位だと思います。

3 番 山村佳代子 委員 道が狭い状態で、申請地の周囲をブロックで囲まれるなら他の耕作者の方々に支障があるんじゃないでしょうか。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 住宅の方達には支障はないんでしょうか。

事務局 住宅の方達は、今までこの道路を利用されていますので支障はないと思います。

11 番 野田光浩 委員 隣接農地の同意はされているんでしょうか。

事務局 同意はされていますが申請人の方には転用されるにあたり、総会で委員の皆様から出された意見をお伝えしたいと思いますので時間をいただいて申請人の方に今後の土地利用計画等について確認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局から申請人に確認したいと申出がありましたので休憩にいたします。

休憩 14:45 再開 15:00

議 長 確認が取れたということですので休憩を取り消して再開します。事務局から説明をお願いします。

事務局 申請人の■■■■■さんと確認が取れましたので報告いたします。■■■■■さんは個人経営で大工をされているということであります。申請地の利用につきましては、頻りに資材の搬入搬出はおこなわず朝と夕方に資材の搬入、搬出をするということで申請地へ通行する車も軽トラを主に使用されるということです。尚、周囲のブロックについても他の方が通行するのに支障があれば道路から控えて設置してもいいという説明を受けました。

議 長 只今、事務局から説明がありましたように、委員会の意見をお話したところ申請人の方と合意ができたという報告がありましたので、それらを踏まえて採決をしたいと思いま

す。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

賛成多数

議 長 賛成多数で認める事とし次に進みます。議案第 3 号農業経営基盤強化促進法による
広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字日吉 2 筆 譲受人 ■■■■■ 譲渡人 福岡県農業振
興推進機構 特例事業（農地売買等事業）により推進機構に売買することについて説明。順
位 2 大字太田 1 筆 譲受人 福岡県農業振興推進機構 譲渡人 ■■■■■ 特例事業
（農地売買等事業）により推進機構に売買することについて説明。

農地中間管理事業に係る利用権設定 順位 1 大字川上 3 筆 借受人 福岡県農業振興
推進機構 貸付人 ■■■■■ 順位 2 大字川上 1 筆 借受人 福岡県農業振興推進機構
貸付人 ■■■■■ 順位 3 大字久泉 1 筆 借受人 福岡県農業振興推進機構 貸付人
■■■■■ 農地中間管理事業により推進機構に利用権設定することについて説明。

利用権設定 順位 1 大字水原 1 筆 貸主 ■■■■■ 借主 ■■■■■ 他 83 件

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願い
します。

8 番 鐘ヶ江百合子 委員 借り手が見つからない場合、中間管理機構で借り手までは見つ
けていないということを知っていましたが。

事務局 いわれたとおり、借り手が決まった農地を中間管理機構へ貸付けを行なっているの
が現状です。

事務局長 補足説明しますと、中間管理機構でも農地の条件整備をおこない農地の集積や集
約に取り組みやすい新規事業等を検討されています。

議 長 他に、質問意見等はありませんか

委員質問意見なし

議 長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。議案第 3 号による所有権移転、
農地中間管理事業に係る利用権設定、及び利用権設定について異議が無い方の挙手を求めま
す。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし、異議ない旨町長に報告します。以上で審議はすべて終わ
りました。